

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により本市に置かれる管理者（以下「企業管理者」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料）</p> <p>第2条 企業管理者の給料月額は、<u>707,000円</u>（熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）第1条に規定する交通事業の企業管理者にあつては、<u>637,000円</u>）とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により本市に置かれる管理者（以下「企業管理者」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料）</p> <p>第2条 企業管理者の給料月額は、<u>705,000円</u>（熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）第1条に規定する交通事業の企業管理者にあつては、<u>635,000円</u>）とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。